ATMなら便利でお得です!

ATM限定 定期貯金

取扱期間
令和8年 10/1(木)
▼
令和9年 3/31(水)

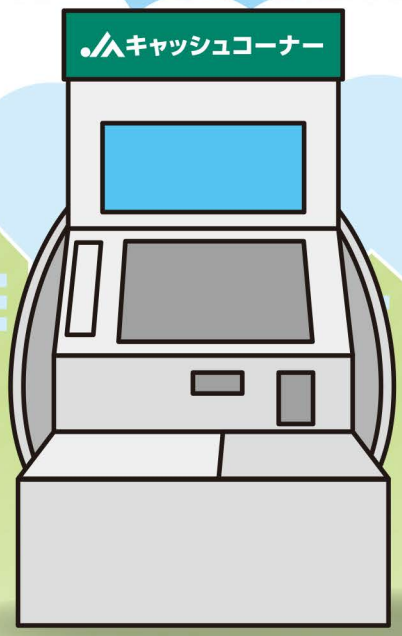

ATMだけで
お手続き簡単!
スピーディー!

窓口営業時間外でも
ATM稼働時間内なら
お預け入れできます!

ATM限定利率

年 0.55%

(税引後の利率 年0.43%)

対象者	JA福山市の総合口座通帳または定期貯金通帳をお持ちの個人の方
種別	自動継続スーパー定期貯金(単利型)
預入期間	1年(12ヵ月)
預入金額	●現金扱い:1契約につき10万円以上100万円まで(1円単位) ●振替扱い:1契約につき10万円以上200万円まで(1円単位)
預入対象	JA福山市のATMで お預入れいただく資金 (※共同設置ATMを除きます)

●期間中にJA福山市のATMでスーパー定期に新たな資金をお預け入れいただくと、ATM限定利率として年0.55%を初回満期日まで適用します。●ご利用にあたっては、あらかじめJA福山市の総合口座通帳または定期貯金通帳が必要となります。(通帳ページ数によって受入れ総件数に限りがあります。)●期間は1年、自動継続とします。継続後の利率は、継続時の店頭表示利率となります。●金利情勢等によっては、取扱期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。●利息は令和19年12月31日までの間は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。●中途解約された場合は、ATM限定の利率は適用されず、所定の中途解約利率を適用します。●この商品は、貯金保険制度の保護対象です。(元本1,000万円とその利息)

JA福山市

※詳しくはJA窓口およびホームページでご確認ください。
※広告有効期限/令和9年3月31日(水)

商品概要説明書

ＡＴＭ限定定期貯金

（令和８年１０月１日現在適用中）

１．商　品　名 （愛　称）	○自動継続スーパー定期貯金（単利型） 愛称：ＡＴＭ限定定期貯金
２．取 扱 期 間	○令和８年１０月１日（木）～令和９年３月３１日（水）
３．販 売 対 象	○ＪＡ福山市の総合口座通帳または定期貯金通帳をお持ちの個人の方
４．期　　間	○１年（１２か月）
５．種　　類	○自動継続（元利金継続のみ）
６．預 入 方 法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ○一括預入れ。 ○ＪＡ福山市のＡＴＭによるお預け入れに限ります。 ○ご利用にあたっては、あらかじめＪＡ福山市の総合口座通帳または定期貯金通帳が必要となります。 （通帳ページ数によって受入れ総件数に限りがございます） ○現金扱いの場合は１契約につき、１０万円以上１００万円までとなります。 ○振替扱いの場合は１契約につき、１０万円以上２００万円までとなります。 ※振替によるお預け入れの場合は、振替元口座のキャッシュカードが必要です。 ○１円単位。
７．払 戻 方 法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○ＪＡ福山市の貯金窓口及び、ＪＡネットバンクで払い戻しができます。
８．利　　息 （１）適用金利 （２）利払時期 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ○ＡＴＭ限定の利率として、年０．５５０％でお預かりいたします。 ○この定期貯金は、満期日に前回と同一期間の自動継続スーパー定期貯金（単利型）に自動的に継続します。継続後の利率は、ＡＴＭ限定利率の適用はありません。継続時の店頭表示利率となります。 ○満期日以後に一括してお支払いします。 ○付利単位を１円とし、１年を３６５日とする日割計算。 ○令和１９年１２月３１日までの間は２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の分離課税となります。 ○窓口でお問合せください。
９．手　数　料	－
10．付加できる特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年０．５％を上乗せした利率） ○マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のご利用はできません。
11．中途解約時の取扱い	**○満期日前に解約する場合は、ＡＴＭ限定の利率は適用されず以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともにお支払いします。** **○中途解約利率** **（１）預入期間が６か月未満** **解約日における普通貯金の利率** **（２）預入期間が６か月以上１年未満** **約定利率×２０％** **ただし、（２）の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。**
12．貯金保険制度（公的制度）	**○保護対象** **当該貯金は、当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。**

13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または金融部貯金課（電話：０８４－９２４－２２１２）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	○紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，広島弁護士会（電話：０８２－２２５－１６００）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記当組合金融部貯金課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。
14. その他事項	○金利情勢等によっては、取扱期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ福山市